

平成30年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)

平成29年11月21日 地方財政審議会

第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方

- 地方が責任をもって、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、**地方税の充実確保が重要**。
- 地方税は、**応益原則がより重視**されることから、出来るだけ多くの納税者が**公平に負担を分かち合う税制を指向**すべき。
- 地域間の財政力格差の縮小はますます重要性を増しており、**税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が必要**。
納税者の信頼確保のために、**税務行政の適正かつ公平な執行が重要**。

第二 平成30年度税制改正等への対応

1 固定資産税

- 社会保障や地方創生等、今後ますます増大する市町村の財政需要を支えるため、固定資産税の**安定的な確保が重要**。
- **商業地等に係る据置特例は、据置ゾーンの中において負担水準の高低により評価額と税額の高低が逆転するといった不公平な状態を固定化する側面**を有しており、税負担の均衡化の一層の推進の観点から、地価動向等を踏まえつつ、**見直しを進める必要**。
- 平成28年度及び平成29年度税制改正において創設された**機械及び装置等に係る固定資産税の特例措置**については、今後、この特例措置が与える**影響について厳しく検証**するとともに、こうした特例措置を**安易に拡大**するようなことは**厳に慎むべき**。

2 森林環境税(仮称)

- 基本的な枠組みとしては、
 - ・**国税として、森林環境税(仮称)を創設**
 - ・**個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が賦課徴収**
 - ・**地方の固有財源として、その全額を国の譲与税特別会計に直入し、森林整備等を行う地方団体に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与**とすることが適当。
- 同時に、新税創設に当たっては、**以下のような課題等を考慮することが必要**。
 - ・ 国民の理解と国民の負担感への配慮
 - ・ 府県における超過課税との関係
 - ・ 市町村における事業実施体制の確保
 - ・ 使途の範囲及び都道府県への譲与
 - ・ 国税を市町村が賦課徴収することに伴う諸課題の整理

第二 平成30年度税制改正等への対応

3 地方消費税

(清算基準の抜本的見直し)

- 見直しの方向性としては、
 - ・ **統計の計上地と最終消費地が乖離しているものや非課税取引に該当するもの等について、統計データから除外**
 - ・ **統計データの利用方法の見直しを踏まえ、統計カバー率を再計算し、新たに設定**
 - ・ **統計データのカバー外の代替指標は、人口を基本とし、従業員数は用いない方向で検討**とすることが適当である。

(安定的な社会保障財源の確保)

- 今後、議論が予定されている「全世代型社会保障」への転換や、消費税率10%時に実施される軽減税率制度導入に際しては、地方の社会保障財源の安定的確保が重要。

4 個人住民税

(個人所得課税の見直し)

- 個人住民税は、地域社会の会費的性格を有し、地方税収の3割を超える基幹税。
- **働き方の多様化等を踏まえた所得計算や人的控除のあり方は、所得税における検討と併せて、個人住民税の性格・役割を踏まえた検討が必要。**その際、個人住民税については、その**充実・確保を図る観点**が重要。

(ふるさと納税)

- 返礼品の送付については、総務大臣通知を踏まえた良識のある対応が求められる。
今後、各地方自治体が事業の内容や成果を明確にするとともに、寄附者と継続的なつながりを深めていくことを期待。

5 地方法人課税

- 外形標準課税は、中小法人への配慮方策を慎重に検討しながら、対象法人の拡大についても引き続き検討が必要。
- 消費税率10%段階における**法人住民税法人税割の更なる交付税原資化は、着実に実施すべき。**
- 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築のためには、更に適切な措置について、今後、検討することも必要。

6 ゴルフ場利用税

- 地方自治体には様々な財政需要が生じており、**受益と負担の観点から、利用者に一定の税負担を求めることは合理的。**
- **ゴルフはスポーツではあるが、営業や娯楽で行われるケースも多く、比較的高額な支出を伴い、十分な担税力も認められる。**
- **オリンピックの正式競技とされたことは、課税の必要性や合理性に影響を及ぼす事柄ではない。**
- ゴルフ場利用税を**廃止することは不適當。**

7 電子化の推進

- 全地方自治体で共同利用するeLTAXを活用した**共通電子納税システム(共同収納)の構築**に向けて、その実現に必要な法制上の措置を講じるべき。
- eLTAXの安全かつ安定的な運営に必要な措置として、**運営主体(一般社団法人地方税電子化協議会)の地方共同法人化、守秘義務、所要の監督規定等を法制化する措置を講じるべき。**